

埋立処分開始後（周縁井戸 A 又は地下水集排水設備）

（状況：令和 5 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
全シアン	検出されないこと。	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界

を下回ることをいう。

浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後（周縁井戸 B）

（状況：令和5年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
全シアン	検出されないこと。	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
シス—一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず

チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
<p>「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。</p>					

埋立処分開始後（浸透水採取設備）

（状況：令和5年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る浸透水を採取した場所	水質検査に係る浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
全シアン	検出されないこと。	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず

一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
一・三ージクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
<p>「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。</p>					

埋立処分開始後、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(状況：令和5年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
				生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量
4月	浸透水	4月28日	5月12日	BOD 3.0mg/ℓ
5月	浸透水	5月23日	6月6日	BOD 1.3mg/ℓ
6月	浸透水	6月22日	7月6日	BOD 2.0mg/ℓ
7月	浸透水	7月28日	8月25日	BOD 1.2mg/ℓ
8月	浸透水	8月22日	9月6日	BOD 検出せず
9月	浸透水	9月12日	9月26日	BOD 検出せず
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

へ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ニ及びへの規定による措置に関する次に掲げる事項

(状況：令和5年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合			

(状況：令和5年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合していないとき。			
水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラムを超えているとき、又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラムを超えているとき。			